

# 文教委員会資料

令和元年8月22日

調査事項件名	頁
(1) 児童虐待防止に関する調査について・・・・・・・・・・・・・・・・	1

( 教 育 委 員 会 )

文 教 委 員 会 資 料

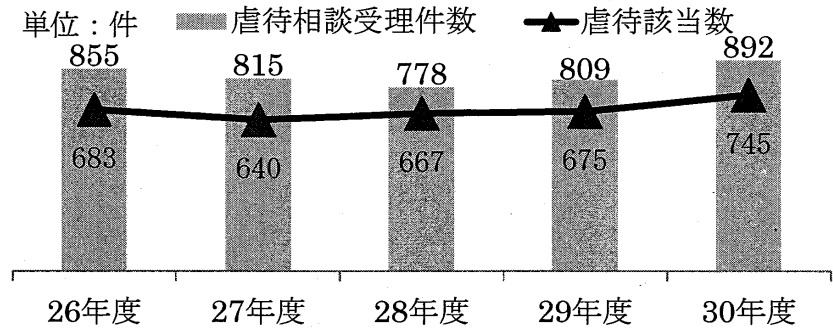
令和元年8月22日

件 名	児童虐待防止に関する調査について
所管部課名	こども支援センターげんきこども家庭支援課
内 容	<p>1 児童福祉にかかる国・都の動き</p> <p>(1) 昨年までの児童福祉法改正等の状況</p> <p>ア 平成28、29年法改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村及び児童相談所の体制強化（平成28年改正）</li> <li>・ 里親委託の推進等の所要の措置（平成28年改正）</li> <li>・ 児童等の保護についての司法関与の強化（平成29年改正）</li> </ul> <p>イ 平成30年緊急総合対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもの安全確認ができない場合の対応の徹底</li> <li>・ 児童相談所、市町村の職員体制及び専門性の強化</li> <li>・ 児童虐待の早期発見、早期対応</li> </ul> <p>(2) 令和元年改正児童虐待防止法等の主な内容</p> <p>ア 体罰禁止の法定化</p> <p>イ 民法上の懲戒権の在り方について必要な見直しを検討</p> <p>ウ 児童相談所の体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一時保護等の介入的対応を行う職員と支援を行う職員の分化</li> <li>・ 児童相談所における医師、保健師の配置の義務化</li> </ul> <p>エ 子ども家庭福祉に携わる者に関する資格化も含めた資質向上の在り方の検討</p> <p>(3) 東京都における動き</p> <p>ア 児童虐待相談等の連絡・調整に関する基本ルールの改正</p> <p>都児童相談所と区市町村の子ども家庭支援センターとの間における連携・協働のための基本ルール（東京ルール）が、令和元年10月から改正にされる。これに伴い、児童相談所が受理した通告のうち、「近隣からの泣き声通告」や「警察からの通告のうち面前DVにかかる通告」等については、児童相談所は区に送致し、区が対応を行う。</p> <p>イ 東京都児童相談体制等検討会の設置（令和元年5月）</p> <p>都区部課長級で次の検討を行うため検討会が設置された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都と区市町村の人事交流の強化</li> <li>・ 合同研修等の充実による人材育成の連携</li> <li>・ 区市町村での児相の拠点設置等の検討</li> <li>・ 東京ルールの見直し等</li> </ul> <p>(4) 法改正等に伴い区に求められる主な事項（見込み）</p> <p>ア 乳幼児健診未受診者等に関する定期的な安全確認</p> <p>イ 区市町村における専門人材の育成・確保</p> <p>ウ 児童相談所、区市町村における情報共有システムの推進</p> <p>エ 児童相談所、区市町村、学校、教育委員会と警察との連携強化等</p>

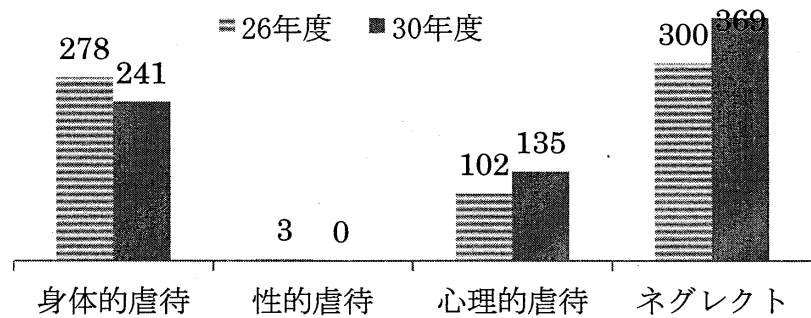
2 足立区における児童虐待相談等の状況

(1) 児童虐待相談の状況 (平成30年度の総相談件数 892件)

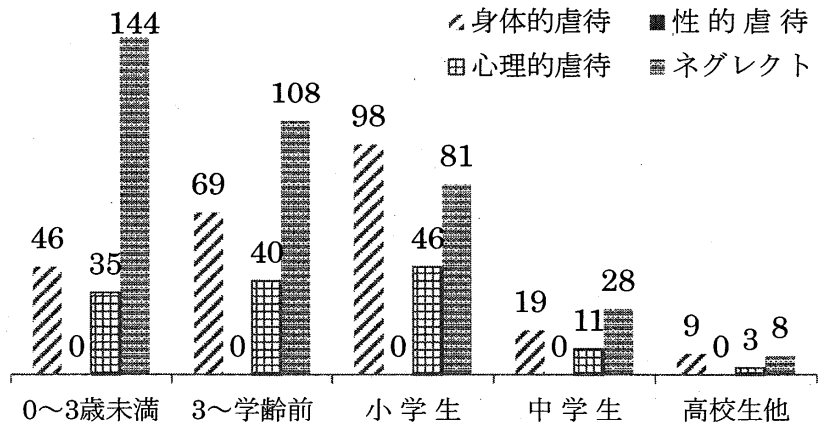
ア 虐待相談件数の推移 (平成26年度～平成30年度)



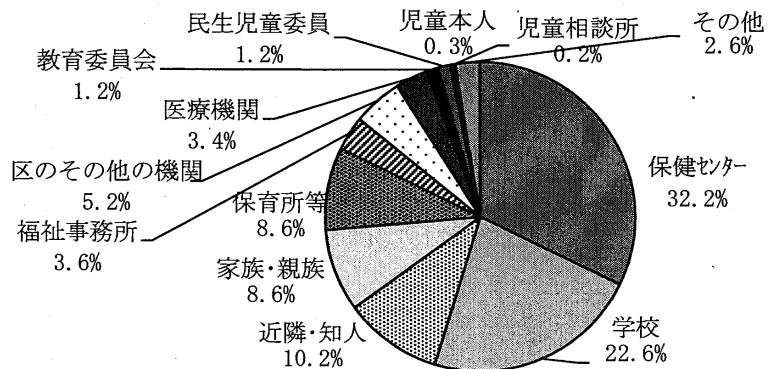
イ 虐待相談の種別比較 (平成26年度⇔平成30年度)



ウ 虐待相談の年齢別・種別件数 (平成30年度)



エ 虐待相談の通告元内訳 (平成30年度)



(2) こども家庭支援課の相談体制強化の状況

ア 児童相談所への職員派遣（平成29年度から）

区における児童福祉にかかる処遇力向上及び児童相談所設置にむけ、足立児童相談所児童福祉司として福祉職1名を派遣（期間2年）を開始した。令和元年度からは2人目を派遣している。

イ 要保護児童対策調整担当係長の配置（平成30年度から）

要保護児童対策地域協議会を始めとした支援調整を専任する担当係長を配置し、関係機関との連携を強化した。

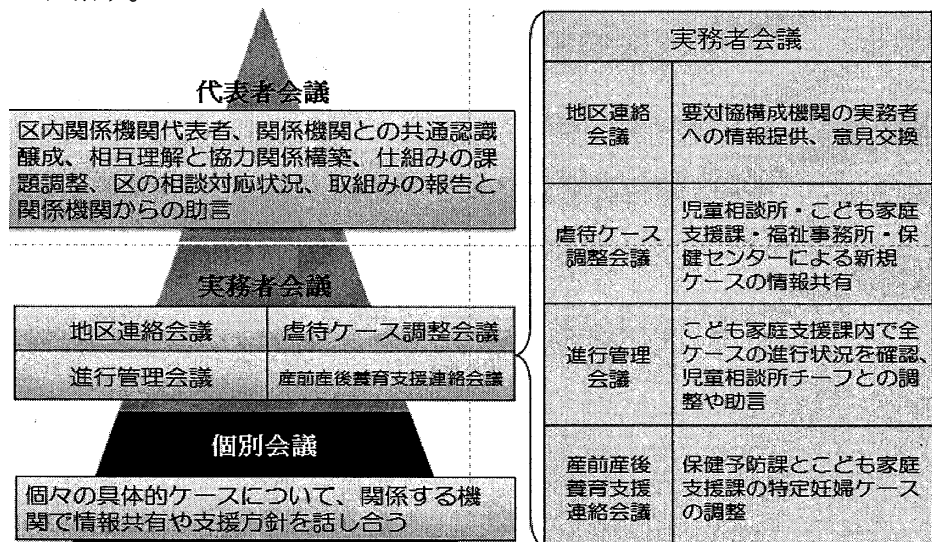
ウ 心理職の配置・福祉職の増員（令和元年度から）

心理面からのアセスメント機能の向上にむけて常勤心理職を1名配置するとともに、福祉職も1名増員した。

(3) 要保護児童対策地域協議会

ア 概要

虐待を受けた子ども等の要保護児童や、保護者の支援が必要な要支援児童、特定妊婦の早期発見と適切な支援をするために設置されたネットワーク。関係機関が要保護児童等の情報を共有し支援の協議と役割分担を行うことで、早期に適切な支援を行うことを目指す。



イ 平成30年度実績

会議名	開催日・回数	参加機関等	参加者数
代表者会議	6月25日(月) 3月15日(金)	要保護児童対策地域協議会構成機関の代表者	40 委員
地区連絡会議	随時実施(年7回) 10月から11月	要保護児童対策地域協議会構成機関の実務者等	380名
虐待ケース調整会議	毎月1回 (年間12回)	こども家庭支援課、足立福祉事務所、保健センター、足立児童相談所	—
進行管理会議	毎月7回 (年間84回)	こども家庭支援課、足立児童相談所	—
個別ケース会議	随時120回	ケースごとの関係機関	—

	<p>(4) 養育支援訪問事業の状況</p> <p>ア 事業概要      養育支援が特に必要であると判断した家庭（要支援家庭）に対し、当該居宅において、相談員による養育に関する相談及び助言、並びに、事業協力員等による必要な育児・家事支援を行うことにより、適切な養育の確保・児童虐待の防止を図る。（利用者負担：無料）</p> <p>イ 平成30年度実績（事業協力員等による育児・家事支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ NPO法人による支援 児童数 30名 訪問回数 310回</li> <li>・ ほっとほ一む事業 児童数 36名 訪問回数 534回</li> <li>・ 預かり・送迎支援 児童数 21名 訪問回数 210回</li> </ul> <p>(5) 主な児童虐待防止関連事業      別紙のとおり</p> <p>3 特別区における児童相談所設置に向けた動き</p> <p>(1) 政令指定の要請      平成31年4月24日、世田谷区、荒川区、江戸川区が厚生労働省に対し、児童福祉法に規定する「児童相談所設置市」として政令指定することを要請した。</p> <p>(2) 東京都との広域調整に関する協議について</p> <p>ア 児童養護施設・乳児院に関すること      民間施設（都外施設含む）については、入所枠は設定せず、いずれの施設においても都区双方で入所措置が可能とし、措置費（事務費）は在籍状況に応じて都区ごとに支弁する。</p> <p>イ 里親に関すること      自区内及び都内全域での適切なマッチングを実施する。</p> <p>ウ 一時保護所に関すること      保護者の居住地とは離れた地域で、児童を保護する必要がある場合など、都区間の相互利用が可能とする。</p>
<p>問題点      今後の方針</p>	<p>1 法改正等の動きに沿った児童相談体制の構築      東京ルールの改定などによる相談件数の増、併せて困難化するケース状況に対応するため、人材育成を含むこども家庭支援課の体制強化を進める。</p> <p>2 児童相談所移管の検討      足立児童相談所の建替えが進められている（令和5年度に完成予定）などの状況から、当面は、先行的に設置する区の動向、課題を注視していく。機会を捉えて福祉職・心理職等の児童相談所への派遣の拡大を検討していく。</p>

《別紙》 主な児童虐待防止関連事業

事業 (委託先)	対象	内容	利用者負担	平成30年度実績
子ども預かり・送迎 支援事業 (区内NPO法人)	生後0か月から 小学生まで	子育てをしている家庭を対象に、子どもの預かりや保育園等への送迎を、区内NPO法人(3法人)への委託により実施している。	平日8時～18時 1時間500円 土日祝日等 1時間800円	新規登録 413件 利用時間 50,057時間 利用件数 19,424件
ファミリー・サポート・センター事業 (社会福祉協議会)	生後6か月から 小学生まで	子育てをしている家庭を対象に一時的な預かりや保育園等への送迎を、児童福祉法に基づく子育て援助活動支援事業として、足立区社会福祉協議会への委託により実施している。	平日8時～18時 1時間500円 土日祝日等 1時間800円	提供会員数 458人 利用件数 10,089件
こどもショートステイ事業 (協力家庭・児童養護施設)	1歳6か月から 小学生まで	保護者が病気や出産等で一時的に子どもの養育ができないときに協力家庭宅、または児童養護施設で子どもを預かる。	生活保護世帯等 1泊1,000円 その他世帯 1泊3,000円	利用児童数 141人 延泊数 1,173泊
産前・産後家事支援事業 (介護保険事業者)	産前6週間前から 退院後1か月以内	産前産後の妊産婦がいる家庭を対象に、家事を支援するホームヘルパーを派遣する。	平日8時～18時 1時間500円 土日祝日等 1時間800円	利用件数 430件 利用時間数 644時間
きかせて子育て訪問事業 (区内NPO法人)	区内に居住する 妊婦又は未就学 児を養育する保 護者	出産又は育児における孤立感や不安感を抱えた妊婦又は未就学児のいる保護者に対し、きかせてサポーターが定期的に訪問し、傾聴等の支援を行う。	無料	利用人数 31人 訪問回数 97回